

新宿区高齢者緊急通報システム事業運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者緊急通報システム事業を運営することにより、高齢者の生活の安全を確保し、もって在宅高齢者の日常生活の支援を図ることを目的とする。

(内容)

第2条 前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 高齢者が家庭内で病気などの緊急事態に陥ったとき、当該高齢者が無線発報器等を用いて民間受信センターに通報することにより、関係機関及び専門の現場派遣員による速やかな援助を得て、当該高齢者の救援等を行うシステム（以下「受信センター方式」という。）の設置。なお、当該高齢者からの簡易な生活相談等に応じるとともに、適宜、関係機関に報告する。
- (2) 高齢者が家庭内で病気などの緊急事態に陥ったとき、当該高齢者が無線発報器等を用いて東京消防庁に通報することにより、あらかじめ組織された地域協力体制による速やかな援助を得て、当該高齢者の救援等を行うシステム（以下「消防庁方式」という。）の設置。

(対象者)

第3条 受信センター方式を利用することができる者は、区内に住所を有する65歳以上の者（以下「高齢者」という。）のうち次に掲げる要件を満たしている者とする。ただし、区長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げるいずれかに該当すること。

ア 一人暮らしであること。

イ 高齢者のみの世帯であること。

ウ 当該高齢者と同居する者の就労等により、日中又は夜間時に高齢者のみの世帯になること。

(2) 慢性疾患があるなど、日常生活を営む上で常時注意を要する状態にあること。

(3) シルバーピア等に入居していないこと。

2 消防庁方式を利用することができる者は、高齢者のうち前項に掲げる要件を満たした上、緊急通報協力員（以下「協力員」という。）を1名以上設置できる者とする。ただし、区長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(申請)

第4条 緊急通報システム事業を利用しようとする者は、緊急通報システム利用申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）及び緊急通報システム利用確認書（第2号様式。以下「確認書」という。）を区長に提出しなければならない。なお、緊急通報システム事業を新規で利用する場合は受信センター方式での利用とする。

(利用者の決定)

第5条 区長は、前条の規定により申請を受けた場合は、区内の高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の職員に申請者の生活状況等を調査させた上、設置の必要があると認めるときは、高齢者緊急通報システム決定通知書（第3号様式）により当該申

請者あて通知する。

(電話回線の貸与)

第6条 前条第3項の規定により決定を受けた者(以下「利用者」という。)の世帯に固定電話がない場合には、区は電話回線を貸与することができる。利用者が電話回線の貸与を受けるに当たっては、請書(第4号様式)を区長に届け出なければならない。この場合において、電話回線の工事代金・基本料金・通話料等一切の費用は、利用者が負担するものとする。

(緊急通報システム機器の貸与及び設置等)

第7条 区長は、利用者に対し、次の各号に定める緊急通報システム機器(以下「機器」という。)を貸与する。

- (1) 無線発報器
- (2) 有線発報器
- (3) 専用通報器(無線受信器組み込み型)

2 前項に規定する機器の設置、撤去及び維持管理は区が行う。

(利用者負担額)

第8条 利用者は、前条各号の機器の貸与を受け設置する場合、別表に定める設置基準額に10分の1を乗じた金額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を、利用者負担額として区の指定した業者に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者負担額を負担することを要しない。

- (1) 当該年度(4月から6月までの利用者負担額については、前年度とする。)の住民税が非課税であるとき
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けているとき
- (3) 前2号に準ずる状況にあると区長が認めるとき

(届出事項)

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに区長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 緊急連絡先(親族等)を変更したとき。
- (3) 協力員を変更したとき。
- (4) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (5) 緊急通報システム事業を利用する必要がなくなったとき。

(機器の返還)

第10条 区長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、機器を返還させるものとする。

- (1) 前条第4号及び第5号に該当するとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(取消し)

第11条 区長は、利用者が前条第2号に該当したときは、第5条の規定による決定（以下「決定」という。）を取り消すことができる。

2 区長は、決定を取り消したときは、利用者に高齢者緊急通報システム取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(関係機関との連携及び東京消防庁への通知)

第12条 区長は、東京消防庁その他関係機関と密接な連携を保ち、その協力を得て事業の円滑な推進を図るものとする。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに利用者の居住地を管轄する消防署を経由して、東京消防庁に通知するものとする。

(1) 既に通知した利用者に係る登録の内容を変更したとき。

(2) 機器の設置工事を計画したとき又は設置工事が完了したとき。

(3) 利用者から機器を返還させたとき又は利用者の異動等により、利用者から緊急通報システムの利用を必要としなくなった旨の届出があったとき。

(協力員の活動内容)

第13条 協力員は、次の各号に定める活動を行う。

(1) 区及び東京消防庁との密接な連携のもとに、利用者の安否の確認。

(2) 前号による確認の結果について、区、東京消防庁その他必要な関係機関への連絡。

(3) その他、本事業の目的を達成するために必要な活動。

(協力員の解職)

第14条 区長は、協力員が次の各号のいずれかに該当するときは、協力員を解職する。

(1) 心身の故障のため活動が出来なくなったとき。

(2) 辞退を申し出たとき。

(3) 担当する利用者の転出等により、その活動を要しなくなったとき。

(4) 前3号のほか、区長が廃止を適当と認めたとき。

2 区長は、第1項により協力員を解職した場合は、利用者との協議により利用者に対し、新たな協力員を設置させるものとする。

3 区長は、前項の規定により協力員の配置が困難になった場合には、受信センター方式に変更することができる。

(免責)

第15条 協力員は、万一利用者に事故が起こっても、別段責任を負うものでない。

(謝礼)

第16条 区は、協力員に、第13条に定める活動に対する謝礼品を年1回支給する。ただし、利用者と協力員が3親等以内の親族関係にある場合は、この限りではない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、昭和 63 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。